

第3回

奥州市景観審議会議事録

平成30年8月9日招集

奥州市都市整備部都市計画課

第3回奥州市景観審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年8月9日(木) 午後1時30分
- (2) 場所 奥州市役所 7階 委員会室

2 付議案件

議案第1号 奥州市景観計画の変更について

3 会議を構成する者の現在総数及び出席者の数

- (1) 会議を構成する者の現在総数 12名
 - 内訳 1号委員 2名
 - 2号委員 3名
 - 3号委員 7名

- (2) 出席委員数 9名

1号委員	三宅 諭
	相原 康二
2号委員	深渡 義哲
	高瀬 文明
	澤口 勝彦
3号委員	菅野 智子
	鈴木 勝幸
	千葉 一由
	三浦 賢一

- (3) 欠席委員数 3名

3号委員	菊地 浩明
	佐々木 古都絵
	佐々木 初郎

5 議事

午後 1 時30分

(1) 連絡事項及び委嘱状交付

(千葉都市整備部長)

それでは会議の方を進めさせていただきたいと思います。私は、今日の司会進行を務めさせていただきます、都市整備部長の千葉でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会に入る前に、委員の皆様へ委嘱状の交付を行いたいと思います。小沢市長が委嘱状をお渡ししますので、その場にお立ち願ひまして、お受け取りをお願いしたいと思います。

1号委員 三宅諭様

(小沢市長)

委嘱状 三宅諭様 奥州市景観審議会委員をご委嘱いたします。任期は平成30年8月9日から32年8月8日までといたします。奥州市長 小沢昌記 大変お忙しいところ恐縮ではございますが、よろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく1号委員 相原康二様

(小沢市長)

相原康二様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

2号委員 深渡義哲様

(小沢市長)

深渡義哲様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく2号委員 高瀬文明様

(小沢市長)

高瀬文明様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく2号委員 澤口勝彦様

(小沢市長)

澤口勝彦様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

3号委員の菊地浩明様は、欠席ということでございます。

3号委員 菅野智子様

(小沢市長)

菅野智子様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく3号委員 鈴木勝幸様

(小沢市長)

鈴木勝幸様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく3号委員 千葉一由様

(小沢市長)

千葉一由様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(千葉都市整備部長)

同じく3号委員 佐々木古都絵様、佐々木初郎様はちょっと遅れているということ
でございます。

同じく3号委員 三浦賢一様

(小沢市長)

三浦賢一様 どうぞよろしくお願いいたします。

[市長より委嘱状を手渡す]

(2) 開会

(千葉都市整備部長)

それでは、ただいまより第3回奥州市景観審議会を開会いたします。はじめに会議
の成立について、ご報告申し上げます。

奥州市景観審議会委員12名中、9名の出席でございます。奥州市景観条例第27条第
2項の規定により、半数以上の委員が出席しておりますので、本会議が成立すること
をご報告申し上げます。

それでは、市長よりご挨拶申し上げます。

(3) 挨拶

(小沢市長)

お集まりいただきました委員皆様には、只今委嘱状をご交付申し上げたところでございますが、大変お忙しいことと拝察を申し上げますが、奥州市の景観が後世まで残り、いいまちの見本といえがいいのでしょうか、ひとつの形として長く伝えていきたいと思うとき、皆様のお力をお借りせねば進めていけないと考えております。繰り返しになりますが、お忙しいこととは拝察いたしますが、何卒ご理解の上、ご協力方よろしく願いいたします。

さて、本日は第3回奥州市景観審議会でございますけれども、岩手県世界遺産保存活用調査委員会より「平泉一仏国土を表す建築及び考古学的遺跡群」の緩衝地帯拡大等に係る検討について依頼を受け、市といたしましてもこれに賛同し、緩衝地帯を拡大することとして政策決定してきたところでございます。

今後、拡大しようとする緩衝地帯への行為の規制について、現在の奥州市景観計画の変更を行い、良好な景観を維持していこうとするものでございます。

委員の皆様にはぜひ忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。また今後とも、市の景観形成にお力添えを賜りますよう、重ねてではありますが、お願い申し上げます。冒頭の挨拶といたします。何卒よろしく願いいたします。

(4) 会長及び副会長の選出

(千葉都市整備部長)

続きまして、次第3の会長及び副会長の選出を行います。奥州市景観条例第26条第1項の規定により、審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とすることとさせていただきます。選出の方法について、皆様のご意見を頂戴したいと思います。どなたかご発言ございませんでしょうか。

(千葉一由委員)

はい。(挙手)

(千葉都市整備部長)

はい、お願いします。

(千葉一由委員)

事務局案があれば、お願いしたいのですが。

(千葉都市整備部長)

只今、3号委員の千葉委員より事務局の方で腹案があればということで、ご発言がありました。只今のご発言に従いまして事務局の方で推薦させていただくということによろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。それでは、事務局より会長の候補者並びに副会長の候補者をご推薦申し上げたいと思います。

そのとおり進めることにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしということでございますので、事務局より会長の候補者をご推薦申し上げたいと思います。

事務局案でございますが、会長に1号委員の三宅諭委員をお願いしたいと思っております。副会長に1号委員の相原康二委員をご推薦したいと思っております。これにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ありがとうございます。

それでは、三宅委員、よろしいでしょうか。

(三宅諭委員)

はい、お引き受けいたします。

(千葉都市整備部長)

ありがとうございます。

相原委員よろしいでしょうか。

(相原康二委員)

はい、お引き受けいたします。

(千葉都市整備部長)

ありがとうございます。ご承認いただきましたので三宅諭委員が奥州市景観審議会の会長、相原康二委員が副会長に選出されました。よろしくお願いたします。

それでは、三宅委員、会長席へご移動をお願いしたいと思います。ご挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いたします。

(三宅会長)

只今、会長を拝命いたしました、岩手大学の三宅と申します。よろしくお願いたします。すみません、この格好で。大学の私の研究室はクーラーが無いものですから、非常に暑い日々を過ごしています。こういう時に、空調の効いているところに来ると、非常に恥ずかしいのですけれども、何卒ご容赦ください。

景観計画で今お話があった、緩衝地帯のお話なのですけれども、実は、一関の方でも同じような検討がなされていて、景観は広域で考えなければいけないことが多々あることが、最近になって、最近といいますか、これまでもわかってはいたので

すけれども、そういう対応が、よく求められるようになってきたのだらうと思います。岩手県は広いのですけれども、やはり景観というのは、遠くから見渡したりすることができるということで、自分のところだけ頑張っている、実はその背後に、どんどんどんどん変な物が建っていってしまうということも多々あります。そうならないように、周りと連携して、広い範囲でいい景観をつくっていかうという、そういう取り組みのひとつだと思いますので、皆様からも、是非ご意見をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

(千葉都市整備部長)

ありがとうございました。

(5) 議事録署名人の指名について

(千葉都市整備部長)

それでは、4の議事録署名人の指名についてでございますが、会長からの指名でお願いしたいと思いますが、よろしくお願ひできますか。

(三宅会長)

出席の中からでなければいけないですね、そうすると、2号委員、3号委員それぞれから選ぶようにすればよろしいでしょうか。

それでは、ご指名させていただきたいと思います。澤口委員と三浦委員にお願いしたいのですが、いかがでしょうか。よろしくお願ひします。

(千葉都市整備部長)

それでは、澤口委員と三浦委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

(6) 議題

(千葉都市整備部長)

続いて、次第5の「諮問」でございます。「奥州市景観計画の変更」につきまして、小沢市長より諮問をさせていただきたいと思います。

それでは、市長と三宅会長、ご起立願ひます。

(小沢市長)

奥 都 第 3 5 4 号

平成30年8月9日

奥州市景観審議会
会長 三宅 諭 様

奥州市長 小沢 昌記

奥州市景観計画の変更について（諮問）

このことについて、奥州市景観条例（平成25年奥州市条例第40号）第4条第4項

の規定により、諮問します。

[市長より会長へ「諮問書」を手渡す]

(千葉都市整備部長)

ありがとうございました。

なお、市長は、このあと公務がございまして、恐縮ですが、ここで退席とさせていただきますことをご了承いただきたいと思います。

[市長退席]

(千葉都市整備部長)

ただいま、市長から諮問がありましたので、これから議事を進行して参りたいと思います。よろしく願いいたします。

なお、本日の審議会は奥州市情報公開条例第23条の規定に基づき公開するものいたします。

それでは、議事につきまして会長より進行していただきたいと思います。

[議案第1号]

①上程

(三宅会長)

それでは、次第の6議事に入りたいと思います。議案第1号「奥州市景観計画の変更について」事務局より説明をお願いします。

②説明（事務局）

(佐藤都市整備部都市計画課長)

都市計画課長の佐藤と申します。よろしく願いいたします。座って説明させていただきます。お手元のカラー刷りのA4番の資料を見ていただきたいと思います。

議案第1号について資料に沿ってお話させていただきます。

景観計画の変更について、1ページをご覧いただきたいと思います。奥州市では、平成26年4月に、景観計画を策定し施行しています。ご存じの方もいらっしゃると思いますが、景観計画とは簡単にいうと、景観法に基づき、地域の特徴を生かした景観の保全・誘導や具体的な規制基準を定めるものでございます。今回景観計画を修正する白鳥館遺跡周辺については平成12年に県の景観形成重点地域に指定された後、奥州市でも景観形成重点地区に指定しております。

2ページをご覧下さい。ではなぜ今、景観形成重点地区を拡大するのかと申します

と、平成27年に平泉世界遺産の緩衝地帯外側の一関市側で民間事業者による風力発電事業計画が計画された経緯がございます。その際は建設計画は中止となりましたが、明らかに世界遺産としての顕著な普遍的価値を損なう恐れが生じました。今後奥州市においても同様の計画がなされることも想定されることから東稲山一帯の優れた景観を守る必要性が高まり、白鳥館周辺地区の景観をさらに強固に守ること、世界遺産平泉の価値を保護するため緩衝地帯の拡大の検討を岩手県と一関市と協議を行ってきました。新たな範囲及び規制については、平成29年度末に文化庁へ提出を予定していた「平泉の拡張登録推薦書」に反映されることとなっております。

3ページをご覧くださいと思います。岩手県より提示された拡大範囲案が左の図の緑色の線でございます。その図の青色の点線部分が奥州市における拡大範囲案でございます。右の写真については想定される拡大範囲を前沢高校付近と今回県から示された中尊寺東物見台から臨んだものでございます。その写真に想定拡大範囲と想定工作物を表示しております。図面及び写真の番号は大型工作物の建設想定位置を示しております。

4ページをご覧ください。先程のページの県から示された拡大範囲案を、市で検討した手順を示したものでございます。5ページと照らし合わせながらご覧いただくと分かりやすいと思います。手順①～⑤の説明になります。県から提示された範囲が緑色のラインでございます。風力発電の想定の高さが150メートルのため、もし建設されたと想定して稜線を切らないように150メートル下がった範囲が橙色のラインでございます。しかし、その範囲ですと県から示された範囲を包括できません。そこで標高を基準に県提示のラインとほぼ近いのが標高220メートルのラインでございました。図では、青色のラインでございます。一部赤いラインと重複してある部分があります。3つの条件で線を引き、全ての条件を包括するのが、赤色のラインでございます。5ページの右側の写真は航空写真にラインを表示したものでございます。

引き続き、6ページを見ながらご覧いただきたいと思います。4ページの手順⑥～⑧になります。先程検討した赤いラインと、その赤いラインがかかる地番を示したものでございます。また、地目ごとに色分けしております。今回県から示されたラインは、地形や地物で具体的に示されたものではなく、おおよその範囲だったためどのように市として範囲案を決定したら良いか、苦慮した点でございました。また、山林が多く適当な道路も通っていないため、明確で分かりやすい範囲案になるよう努めております。そして、規制については、世界遺産の追加登録を目指すための緩衝地帯の拡大の意味合いもあるので、今まで一般景観地区だったものを、重点地区に変更することになり、今より規制が強くなります。検討した拡大範囲案については、山の稜線の裏側で平泉方面から眺望できない範囲も含まれるのでその辺も考慮いたしました。具体的には宅地や田畑等の地目を除外した点でございます。

7ページをご覧ください。今までの説明をまとめたものが7ページの拡大範囲(案)

になります。5ページでの手順⑨になります。範囲の面積は約178.9haになります。各字別は記載のとおりでございます。

8ページをご覧くださいと思います。拡大範囲（案）を決定しましたので、規制の区分の検討になります。東稲山一帯の優れた景観を守ることはもちろんのこと、世界遺産平泉の価値を保護することも検討材料でございました。繰り返しになりますが、今まで一般景観地区だったものを、重点地区に変更することになりますので、現在より規制が強くなります。拡大範囲案では、稜線を橙色の線で示しておりますが、前沢市街や、平泉町方面から眺望できない山の稜線の裏側も範囲に含まれます。また、範囲案については約97%が保安林を含む山林となっております。規制を検討した中で範囲内には山林が多いこと、そして宅地や農地等を除外したことから建築物等は容易に建築されないだろうと想定して、重点地区の一般景観地区に区分することといたしました。

9ページをご覧ください。参考ですが、一関市の拡大範囲と合わせたものになります。一関市も平泉文化遺産センターからの眺望で山並みの稜線を切らないような高さとするのと基準を設けました。ただし山の稜線の裏側になるので稜線を切らなければ建築物を建築できるという考え方でございます。

10ページをご覧ください。届出対象行為を抜粋したのになります。11ページも同様です。例えば、建築物の新築であれば今までは要件を超える規模でなければ届出不要でありましたが、今後は全ての建築物の新築について届出対象です。また、他の項目についても面積や高さの届出基準が今までの一般地区より厳しくなります。また、参考資料として景観形成基準の抜粋をお配りしております。1枚のカラー刷りの物でございます。歴史景観地区並びに風土景観地区は建物の外壁や屋根勾配、形状、軒の出、ケラバの出、色彩も細かく決まっております。よって重点地区になると、一般地区より届出対象行為が広くなり厳しくなること、そして拡大範囲の大部分が山林であることを考慮し、重点地区の一般景観地区とすることといたしました。なお、当然今回修正を行わなくても風力発電施設については、届出対象行為に該当しております。

12ページをご覧ください。先程建築物を例に全ての建築物の新築は届出が必要とお話しましたが、適用除外行為もありそれについてはご覧のとおりでございます。

13ページをご覧ください。拡大範囲に係るこれまでの経過と今後の予定でございます。このあと、景観計画の施行を予定しております。過日開催された都市計画審議会の場では意見を求めましたが、特になかったことを申し添えます。

14ページをご覧ください。続いて届出対象行為の修正についてでございます。今回の緩衝地帯の拡大に至った経過はお話ししましたが、それに関連して現在でも届出対象行為の規模を超えたものは風力発電関連施設やそれらを含む再生可能エネルギーも、届出対象行為となりますが、この機会に明文化しようとするものでございます。特に中身を大きく改正するものではございません。また、再生可能エネルギー関連施設の

建築を制限するものではなく建築する際は景観配慮指針に配慮する様に促すものでございます。経済産業省によると再生可能エネルギーの種類は9つあり資料に記載したとおりでございます。

15ページをご覧ください。具体的な修正内容でございます。現在太陽光発電施設については、工作物の高架水槽、物見塔その他これらに類するものに※印として備考に明文化しております。

16ページをご覧ください。太陽光発電施設も工作物に含む、とあるものを再生可能エネルギー発電関連施設等で建築物に含まれないものも工作物に含むと変更しようとするものでございます。ただし、今までどおり、届出対象行為の規模を超えたものが届出対象になります。

以上で今回の修正に係る説明となります。委員の皆様のご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

③議案審議

◎三宅会長

ありがとうございます。只今、ご説明いただきましたこの件につきまして、皆様からご審議いただきたいと思いますが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。どなたからでも構いません。ポイントでいくと、東稲山の裏側に風力発電施設が一関の方が計画されて、それが実際見えてくるということがきっかけになって、こういう検討がされたということです。一関で計画されたものは結果的には中止になっていますけれども、こっちでも同じようなことが起きる可能性はあるので、東稲山を見たときに、後ろにによきによきと建たないようにしましょうということが、一点です。ただ、そのときにどこまで範囲にするのが難しく、150m位のところが見えないようにということで、稜線より低くなる場所を選んで、というところが拡大する範囲ですね。ただ、今度、重点区域だと規制が厳しくなってしまうので、住んでいる方に大変不利になることを含めると、宅地や農地に関しては外すという配慮がされてます。これが、今回の景観計画変更の、いちばん大きなポイントではないのかなと思います。これについて皆様からご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○高瀬文明委員

今、会長からご説明があったとおり、住民に対する不利益があるということで、説明会をされておりますが、意見等は何かあったのでしょうか。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

都市計画課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。住民説明会は、昨年の12月25日に、前沢の生母地区センターで行いました。地域の代表の方々、地権者の

方々を対象とした説明会で行いました。対象者30名にご案内させていただき、参加いただいたのは9名で行いました。その説明会の中で今回と同じような説明をさせていただいたところ、反対の意見についてはございませんでした。質問で出てきたのが、先程からお話ししてますとおり、現地につきましては、ほぼ山林で、なおかつ森林組合さんの土地もけっこうありまして、森林組合さんから言われた話としましては、伐採をする際の届出は、どのようになりますか、とお話をいただきました。その中で、通常の伐採等であれば届出の必要はないです、とお話をさせていただいております。その他の質問というものはございませんでした。以上でございます。

○高瀬文明委員

であれば、問題ないかと思えます。もう一つよろしいでしょうか。規制の内容は、一関市と奥州市では同じ内容になるのですか。一般と重点、高さとか面積とか。条例になるのであれば、それぞれで決められるのかなと思えますけれども。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

今現在の奥州市景観計画の方と、一関市側の今回条例化しました景観計画の中身というのは若干違うところがございます。ただし、13m以上の工作物等を建設する場合について届出対象という部分については、同じような中身になってございます。ただし、一関市側の方につきましては、風力発電施設、それから太陽光発電施設ということで、さらに細かく明文化しているという状況でございます。以上でございます。

◎三宅会長

この区域の市境の境界と申しますか、その接点は同じところにあるということでしょうか。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

接点の部分につきましては、境界まで隙間なく、ちょうど市境の部分が、境という形になります。

◎三宅会長

わかりました。図で見ると奥州市側の方が標高が高いところになっているように見えるのですけれども。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

補足ですが、一関市側の方につきましては、地物での区域の決定ということになってございます。道路であるとか、目標物、それに対する規制範囲と、拡大範囲とな

ってございます。で、我々の方は逆にいいますと、先程お話をさせていただきましたとおり、現地での、地形、地物の目標物が無かったという部分もございまして、届出が必要となる地番に対しての規制という形で、奥州市の方は決めさせていただいております。以上でございます。

◎三宅会長

ありがとうございます。という説明をいただきましたが、いかがでしょうか。どこで線を引くかというのはけっこう難しいところで、今我々が使っているテーブルのここで線を引きますというのが、けっこう境界が難しいんですよね、引くときに。一関は道路があつたりして、そこではっきり境を引きやすかったけれども、奥州市の場合はそういうところが無かったので、地番で引いてみたということなんです。この机の、この境界のところまで引いていくと。その違いが出てますということなんです。

○澤口勝彦委員

8ページの資料で、拡大範囲の区分という図があるわけですが、以前から指定されている歴史景観地区と、風土景観地区については、この絵だけを見ると農地であったり、宅地であったりするところが塗りつぶされていて、今回の一般景観地区については、住民に配慮して、農地、宅地を除外したというお話だったんですけども、景観の与えるインパクトといいますか、重要度の違いで、取り扱いを変えているということでしょうか。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

前回までの奥州市景観計画、いわゆる風土景観地区というのは、地形、地物として線引きをされている区域でございます。その部分については、平泉揺籃の地景観計画というものが元々ございまして、その範囲を奥州市の景観計画の方にスライドしたような形でございました。今般の県から示された、いわゆる範囲拡大というものにつきまして、当時の部分よりも、さらに広がっていくという部分についての住民感情等を考慮しながら、我々としては、風土景観地区までの厳しいものではなく、少し住民に配慮したような形で、また先程来話してます、現地在森林だということもございまして。そういった部分について、新たな工作物等も建設されないのではという部分も考慮しながら、今回は、重点地区の一般景観地区、というところの範囲におさめさせていただいたというところでございます。以上でございます。

◎三宅会長

ありがとうございます。ということでいかがでしょうか。ちょっと難しい説明だと思うんですけども、この歴史景観地区、風土景観地区というのは、奥州市の景観計

画ができる前に、先にこの地域だけの景観計画というものがあったということなんです。それで、奥州市の景観計画ができたときに、一体のものとしてここを重点地区に指定していたと。今回は、それとはまた別に新たに加えるということなので、従来とは違う考え方を入れていますということになります。

○三浦賢一委員

これまでの届出の実績というのは、どんな形のものがあるのか、資料があればご説明いただければと思います。

◎三宅会長

この地区においてどれくらい届出があるかということですね。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

今現在、手持ちの資料が無くて、年間どの程度の届出があるかという部分については、即答できかねますので、後で資料等を配布させていただくような形で、対応させていただきます。

○三浦賢一委員

わかりました。

○深渡義哲委員

7ページの図があるのですけれども、これは都市計画区域というか、用途地域があるところなのか、もしくはそれと整合がどのようになっているのか、その整合性のところを教えてください。

●事務局（佐藤都市整備部都市計画課計画係長）

前沢区全域都市計画区域内ではございますが、この区域につきましては、用途地域の指定の無い地域ということになってございます。以上でございます。

○深渡義哲委員

決めるときの宅地とか除外したというご説明があったので、用途地域が設定されているのと合わせたのか、若しくは、その用途地域を変更するときの手続きと整合性がとれるのかという趣旨で、ちょっと質問させていただきました。

④採決

（三宅会長）

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ほかには質問がないようですので採決に入らせていただきたいと思います。

議案第1号につきまして、ご承認をいただきたいと思います。賛成の方は挙手をお願いします。

〔出席委員全員挙手〕

はい、全員賛成ということで賛同をいただきました。ありがとうございます。

それでは、議案第1号は原案のとおり認めるということになりました。

これで今日の議事は、議案はこれ一つになりますので、終わりにいたします。ご協力ありがとうございました。

(7) 閉会（千葉都市整備部長）

三宅会長ありがとうございました。

以上をもちまして、第3回奥州市景観審議会を終了させていただきます。ありがとうございました。

午後2時15分 閉会

以上の審議会の大要が正確であることを証するため署名捺印する。

平成 年 月 日

2号委員 

3号委員 